

## 尾道市保育士就労奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、保育士資格を有する者が、尾道市内の保育施設等において新たに就労する際に、一時金を給付することにより就労を促進し、保育士不足を解消するとともに、市外からの転入費用の一部を助成することにより市内への定住促進を図るため、尾道市保育士就労奨励金（以下「奨励金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業実施期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。
- (2) 市内の保育所等 市内にある児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（尾道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第90号）第33条に規定する小規模保育事業C型を除く。）を運営する事業所及び同法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を運営する事業所、尾道市家庭保育園運営事業助成に関する規則（平成20年規則第12号）第2条第3号に規定する家庭保育園並びに同法第43条に規定する福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターをいう。
- (3) 常勤職員 1日当たり6時間以上かつ1か月当たり20日以上勤務する職員をいう。
- (4) 市税等 市・県民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税並びに国民健康保険料をいう。
- (5) 定住 3年以上にわたって居住する意思をもつ者が尾道市に住民登録をし、生活の本拠を置くことをいう。
- (6) 転入費用 補助対象期間（令和3年1月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）内において住宅を取得し、又は賃借す

る費用及びそれらに伴う移転に係る費用で、新たに就労した日の3か月前から第5条第1項の申請書を提出する日までの間に支払ったものをいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、事業実施期間内に市内の保育所等に保育士又は保育教諭の常勤職員として新たに就労した者のうち令和4年3月31日までに第5条第1項の申請書を提出したものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 尾道市立保育所又は尾道市立認定こども園の正規職員でないこと。
- (2) 常勤職員として新たに就労した日前に市内の保育所等及び児童福祉法第59条の2第1項による届出を必要とする施設その他同法に規定する事業を実施する施設において勤務していた場合は、直近の退職した日から2年を経過していること。
- (3) 市内の保育所等において、常勤職員としての勤務が継続して3年以上見込めること。
- (4) 現住所地における市税等を滞納していないこと、及び就労に際し市外から定住する目的で転入した者（以下「転入者」という。）については、前住所地においても滞納していないこと。
- (5) 尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 過去にこの要綱に基づく奨励金の交付を受けていないこと。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、20万円とする。ただし、交付対象者が転入者である場合は、転入費用について、20万円を上限として加算給付する。

2 前項に規定する加算給付の対象となる転入費用の経費の区分、交付要件及び交付対象経費は、別表に定めるとおりとする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てるものとし、算出した額が1,000円未満であるときは加算給付しないものとする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、尾道市保育士就労奨励金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書

類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 保育士証の写し
- (2) 市内の保育所等の就労証明書（別記様式第2号）
- (3) 誓約書（別記様式第3号）
- (4) 市税等の納税・納付証明書
- (5) 住民票の写し

2 転入費用の加算給付を申請しようとする者は、前項に掲げるもののほか、別表の第1欄に掲げる経費の区分ごとに、同表の第4欄に掲げる必要書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項に規定する添付書類のほか、必要な書類を提出させ、又はその一部の提出を省略させることができる。

（奨励金の交付決定等）

第6条 市長は、前条に規定する申請書その他必要書類を受理した場合は、速やかにその内容を審査の上、奨励金の交付の可否を決定し、尾道市保育士就労奨励金交付決定（却下）通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（奨励金の請求）

第7条 前条の規定による奨励金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、尾道市保育士就労奨励金請求書（別記様式第5号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

（奨励金の交付）

第8条 市長は、請求書を受理したときは、交付決定者に対し、奨励金を交付するものとする。

（変更事項の届出）

第9条 交付決定者は、市内の保育所等に就労した日から起算して3年が経過するまでに次の各号のいずれかに該当することとなったときは、尾道市保育士就労奨励金変更届（別記様式第6号。以下「変更届」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 市内の保育所等を退職したとき。
- (2) 市内の保育所等から他の市内の保育所等に転職したとき。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたと

きは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 市内の保育所等に就労した日から起算して3年以内に退職したとき。

ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 退職後期間を空けず他の市内の保育所等に就労した場合

イ 非正規雇用であった者が出産に伴い退職し、出産後概ね1年以内に再度市内の保育所等に就労した場合

ウ 交付対象者の病気若しくは災害又は雇用者都合による解雇その他就労を継続できないやむを得ない理由があると市長が認める場合

(2) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、尾道市保育士就労奨励金交付決定取消通知書（別記様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第11条 市長は、奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、尾道市保育士就労奨励金全部（一部）返還請求書（別記様式第8号）により、交付決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（事務分担）

第12条 奨励金の交付に関する事務は、市内の保育所等の所管の区分により福祉保健部子育て支援課又は福祉保健部社会福祉課が担当する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年6月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。